

令和3年度消費者教育連携・協働全国協議会
消費者教育フェスタin愛媛 開会式 教育長あいさつ

令和4年1月19日（水）

県男女共同参画センター多目的ホール

本日、令和3年度消費者教育フェスタin 愛媛が開催されますことを開催県として、心からお喜び申し上げます。

皆さまも御存じのとおり、民法の改正により、いよいよ今年の4月から、成年年齢が現行の20歳から18歳に引き下げられます。この改正により、若者の自己決定権を尊重し、積極的な社会参加を促すことが期待されますが、一方で、社会経験の乏しい若者が違法行為やトラブルに巻き込まれないよう、消費者教育に一層取り組んでいく必要があります。

このため、本県でも、平成28年度から全ての県立高等学校・中等教育学校において「主権者・消費者教育推進事業」や「えひめ未来創造人材育成事業」を実施し、生徒が社会の一員として主体的に考え行動する資質や能力を養うとともに、成年年齢の引下げに伴い懸念される消費者被害の未然防止を図るため、消費者庁作成教材「社会への扉」を活用した授業を実施し、契約やお金に関する消費者教育の充実に取り組んでいるところです。

また、学校や地域の老人クラブを対象とする「消費者支援講座」や、保護者や教師、生徒等を対象にインターネットやスマートフォン等の安全・安心な利用に関する研修を行う「子どもを取り巻く有害環境対策事業」などを実施し、広く地域や学校、家庭に向けた啓発活動を推進しております。

こうした中、各地で消費者教育に関わる皆様が、基調講演や実践報告、グループディスカッションを通じて更なる研鑽を積まれますことは、誠に意義深いものと存じます。年明け以降、再び新型コロナウイルスの感染が急拡大しており、本日は、オンラインで参加されている方々も多数いらっしゃいますが、どうか皆様方におかれましては、本フェスタで得られた成果を今後の消費者教育推進に生かされますようお願い申し上げます。

終わりになりますが、本フェスタが本県で開催されますことに心より感謝申し上げますとともに、本フェスタの御成功と、御参会の皆様の御健勝・御活躍を祈念いたしまして、挨拶とさせていただきます。